

人材紹介サービスにおける返戻金制度について

(株) アクト関西 人材紹介事業部

人材紹介サービスにおいて、当該求職者の就職後 1年間に支払われる予定賃金に基ずく紹介手数料を事前に一括して徴収した場合に、返戻金制度があります。

当社が紹介した当該求職者が、入社後 90 日以内に専ら当該求職者の何らかの事由または当社の当該求職者への労働条件の明示不足により退職した場合に、当社は、受領済み紹介手数料より下記の額を返却します。

ただし、当該求職者の就労実績に基ずく紹介手数料は返却しません。

また当社が紹介した当該求職者が、専ら求人者の事由により退社に至った場合、一旦受領した紹介手数料は返却しません。

退職日が入社日より 30 日以内の場合	
	受領済紹介手数料の 12 分の 11 を返却します。
退職日が入社日より 31 日以上 90 日以内の場合	
	受領済紹介手数料の 12 分の 6 を返却します。
退職日が入社日より 91 日以上経過後の場合	
	受領済紹介手数料は返却しない。

金額の算定にあたっては、千円未満を四捨五入とします。